

秦荘町・愛知川町合併協議会各規程（案）等の概要

1. 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程（案）
2. 秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程（案）
3. 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程（案）
4. 秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程（案）
5. 秦荘町・愛知川町合併協議会会議運営規程（案）
6. 秦荘町・愛知川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）
7. 秦荘町・愛知川町合併協議会小委員会規程（案）
8. 秦荘町・愛知川町合併協議会新町建設計画策定委員会規程（案）
9. 秦荘町・愛知川町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程（案）
10. 秦荘町・愛知川町合併協議会傍聴規程（案）
11. 秦荘町・愛知川町合併協議会会議録等閲覧に関する規程（案）

※ 1～4は法定協議会における報告事項、5～11は法定協議会における協議事項

秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議または調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、2町の合併に必要な事項について、協議または調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事をもって組織するものとする。

（幹事）

第4条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

（幹事長および副幹事長）

第5条 幹事会に、幹事長および副幹事長1人を置く。

2 幹事長および副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときまたは幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議または調整の経過および結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
秦 荘 町	助 役 教 育 長 総 務 課 長 地域振興課長	愛 知 川 町	助 役 教 育 長 総 務 課 長 政策調整課長

秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議または調整を行うものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、企画総務部会、住民福祉部会、産業建設部会および教育部会の4部会とし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

（役員）

第4条 専門部会に次の役員を置く。

（1） 部会長 1名

（2） 副部会長 1名

2 役員は、各専門部会の委員の互選により定める。

（役員の職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理するとともに、必要に応じて協議会の会議における説明員となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が召集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を要請することができる。

3 各専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 部会長は、専門部会の協議または調整の経過および結果について、幹事会に報告するものとする。

のとする。

（庶務）

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

秦荘町・愛知川町合併協議会

専門部会組織表

別表（第3条関係）

部 会 名	秦 荘 町	愛 知 川 町
企画総務部会	議会事務局長	議会事務局長
	地域振興課長	政策調整課長
	総 務 課 長	総 務 課 長
	税 務 課 長	税 務 課 長
住民福祉部会	住 民 課 長	住 民 課 長
	住民課長補佐	保健福祉課長
	同和対策課長	同和対策課長
	総合センター所長	川久保保愛館長
		山川原会館長
産業建設部会	産業耕地課長	産業振興課長
	建設課長兼下水道課長	環境整備課長
教 育 部 会	教育次長兼総務課長	教育次長兼庶務課長
	社会教育課長	学校教育課長
	図 書 館 長	生涯学習課長兼中央公民館長
		図書館長兼町史編さん室長

秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会の広報および公聴に関すること。
- （4）協議会の庶務に関すること。
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織および分掌事務）

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務調整班および計画推進班を置く。

2 前項の班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長および事務局職員を置く。

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）分掌する事務の統括および管理
- （2）所属する職員の指揮および監督
- （3）班相互間の連絡および調整

4 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針の決定
- （2）協議会に提案する議案の決定
- （3）協議会の予算および決算
- （4）規程等の制定改廃
- （5）その他特に事務局長が重要であると認める事項

（専決事項）

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）事務局の事務の取扱方針に関すること。
- （2）秦荘町と愛知川町との連絡および調整に関すること。

- (3) 10万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (4) 職員の休暇、時間外勤務命令および出張命令に関する事。
- (5) 物品および現金の出納に関する事。
- (6) 実務上の調査および照会ならびに回答に関する事。
- (7) その他軽易な事案に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長および副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、愛知川町事務処理規程(平成14年愛知川町訓令第2号)の規定を準用する。

2 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、および用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行うこととし、協議会の公印の管守、取扱い等については、愛知川町公印規程(昭和43年愛知川町告示第1号)の規定を準用する。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務および勤務条件は、それぞれ派遣する町の事務従事の例による。ただし、勤務時間の割振り、休憩時間および休息時間については、愛知川町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等は、それぞれの職員が属する町が負担する。

2 事務局の職員の旅費は、愛知川町の例により、協議会の予算において支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務調整班	1 庶務および会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の資料の編さんに関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 合併の方式に関すること。 8 合併の期日に関すること。 9 新町の名称に関すること。 10 新町の事務所の位置に関すること。 11 財産の取り扱いに関すること。 12 議会の議員の定数および任期の取り扱いに関すること。 13 農業委員会の委員の定数および任期の取り扱いに関すること。 14 特別職の職員の身分の取り扱いに関すること。 15 一般職の職員の身分の取り扱いに関すること。 16 新町の組織および機構に関すること。 17 一部事務組合等の取り扱いに関すること。 18 地方税の取り扱いに関すること。 19 条例、規則等の取り扱いに関すること。 20 使用料、手数料等の取り扱いに関すること。 21 補助金、交付金等の取り扱いに関すること。 22 町・字名の取り扱いに関すること。 23 公共的団体の取り扱いに関すること。 24 慣行の取り扱いに関すること。 25 国民健康保険事業の取り扱いに関すること。 26 介護保険事業の取り扱いに関すること。 27 消防団の取り扱いに関すること。 28 各種事務事業の取り扱いに関すること。 29 その他各種事務事業の調整および 2 町間の調整に関すること。 30 国および滋賀県との連絡調整に関すること。 31 その他他の班に属さないこと。
計画推進班	1 新町の将来ビジョンに関すること。 2 新町の建設計画に関すること。 3 財政計画に関すること。 4 新町の予算に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 その他計画策定に関すること。

別表第2（第10条関係）

公印の名称	秦荘町・愛知川町合併協議会会長の印
ひな形	秦 荘 町 ・ 愛 知 川 町 合 併 協 議 会 会 長 之 印
寸法	24ミリ×24ミリ
書体	明朝体
管守者	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長
用途	会長名をもって発する文書用
個数	1個

公印の名称	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長の印
ひな形	秦 荘 町 ・ 愛 知 川 町 合 併 協 議 会 事 務 局 長 印
寸法	18ミリ×18ミリ
書体	明朝体
管守者	秦荘町・愛知川町合併協議会事務局長
用途	事務局長名をもって発する文書用
個数	1個

回議書

別記様式 (第9条関係)						整理番号	
決裁	会長	副会長	事務局長	次長	班長	局員	
合議							

起案	平成	年	月	日	起案者	印		
決裁	平成	年	月	日				
完結	平成	年	月	日				
施行方法					文書番号			
文書分類コード	20 00 00				法規番号			
ファイル名	市町村合併				情報公開区分	公開		
サブタイトル					浄書・照合		公印使用 承認	
作成区分	年度	(事務所保管 1年)						
廃棄年月	年	月	(文書庫保存 永年)					

あて先	
発信者	
件名	
記事文	
概要	

秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約第17条の規程に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、秦荘町および愛知川町（以下「2町」という。）の負担金、県支出金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに2町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款等の区分）

第4条 歳入歳出の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別の理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

（出納および現金の保管）

第5条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会の事務局の職員の中から協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の現金の出納その他の会計事務をつかさどる。

（予算の流用および充用）

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、または予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

（決算）

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監

査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを2町の長に送付しなければならない。

(収入および支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行わなければならない。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長の属する町の例により、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成15年 月 日から施行する。
- 2 平成15年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行の日以後第1回協議会の開催日までの間において、収入すべき歳入を調定し、および執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

調 定 通 知 書

(別記様式第1号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会 長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度 平成 年 月 日 調定第 号

会計		秦荘町・愛知川町合併協議会会計
款		
項		
目		
節		
金 額		円
	件数	

調 定 額 明 細

納 人	件数・金額	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	

収入通知書

(別記様式第2号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会 長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度	平成 年 月 日	収入第 号
-------	----------	-------

会計		秦荘町・愛知川町合併協議会会計
款		
項		
目		
節		
金 額	円	件数

収入額明細

納人	件数・金額	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	

支出負担行為書

(別記様式第3号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会 長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度	平成 年 月 日	支出第 号
----------	-----------------	------------------------

会計		秦荘町・愛知川町合併協議会会計
款		
項		
目		
節		

金 額	円			
-----	---	--	--	--

摘 要				
-----	--	--	--	--

債 権 者		支払方法	振 込 先	

予算額	予算残額	支出負担行為額	差引残額			帳 簿	

支出命令書

(別記様式第4号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会 長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度	平成 年 月 日	支出第 号
-------	----------	-------

会計		秦荘町・愛知川町合併協議会会計						
款								
項								
目								
節								
金 額						円	処理日	
摘 要								
		支払方法			振 込 先			
予算額	予算残額	支出命令額	差引残額	支 払 済 印		帳 簿		
領 収 書								
上 記 金 額 を 領 収 し ま し た						収入印紙		
年 月 日								
住所								
氏 名						印		
支 出 証 明 書				立 替 払 い				
上記金額を支払ったことを証明する。				上記金額を立て替えました。				
平成 年 月 日				平成 年 月 日				
支出命令権者 氏 名				印				

支出負担行為兼支出命令書

(別記様式第5号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会 長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度	平成 年 月 日	支出第 号
----------	-----------------	------------------

会計		秦荘町・愛知川町合併協議会会計
款		
項		
目		
節		

金 額	円	処理日	
--------	---	-----	--

摘 要	
--------	--

債 権 者	支払方法	振 込 先
-------------	------	-------------

--	--	--

予算額	予算残額	支出命令額	差引残額	支 払 済 印		帳 簿	

領 収 書							
上 記 金 額 を 領 収 し ま し た						収入印紙	
年 月 日							
住所							
氏 名						印	

支 出 証 明 書				立 替 払 い			
上記金額を支払ったことを証明する。				上記金額を立て替えました。			
平成 年 月 日				平成 年 月 日			
支出命令権者							
氏 名				印			

予算流用通知書

(別記様式第6号)

秦荘町・愛知川町合併協議会会計

決 裁						出 納		
会長	副会長	局長	次長	班長	担当	局長	次長	担当

平成 年度	平成 年 月 日
-------	----------

流 用 元 (減)			流 用 先 (増)		
会 計		秦莊町・愛知川町合併協議会会計	会 計		秦莊町・愛知川町合併協議会会計
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
金 額			金 額		
適 用					
予算額			予算額		
予算現額			予算現額		
流用充当額			流用充当額		
予算残額			予算残額		